

人権の保護及び法令等の遵守への対応 (公募要領 4 頁参照)

本欄には、本研究を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等 (国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む) に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を、1 頁以内で記述すること。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査 (個人履歴・映像を含む)、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

該当しない場合には、その旨記述すること。

象の卵の ES 細胞の培養、象のクローンの生成などは行わない。

L^AT_EX の便利な機能については、`egg_***.tex` や `sample.pdf/egg_***.pdf` をご覧ください。

研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 (該当者は必ず記述すること (公募要領 25 頁参照))

本欄には、本研究の研究代表者が行っている、令和 3 (2021) 年度が最終年度に当たる継続研究課題の当初研究計画、その研究によって得られた新たな知見等の研究成果を記述するとともに、当該研究の進展を踏まえ、本研究を前年度応募する理由 (研究の展開状況、経費の必要性等) を 1 頁以内で記述すること。

該当しない場合は記述欄を削除することなく、空欄のまま提出すること。

研究種目名	課題番号	研究課題名	研究期間
基盤研究 (Z)	99999	シロナガスクジラの卵はなぜ見つけれられないのか	平成 25 年度～令和 3 年度

当初研究計画及び研究成果

研究課題の通り、シロナガスクジラの卵は見つけれなかった。

前年度応募する理由

さっさと次の研究に移りたいので。

海外の研究者に審査意見書を求めることが適当でない場合、その理由

特別推進研究では全ての研究課題について、原則として海外の研究者による審査意見書の作成を求めることとしていますが、研究代表者がこれを求めることが適当ではないと判断する場合（応募情報のWeb入力項目のうち、「海外の研究者に審査意見書を求めることの適否」欄で「適当でない」とした場合）には、その理由を具体的に記入すること。なお、この理由の適否については、科学研究費委員会において検討が行われます。

象の卵の研究はあまりに先鋭的であるため、象が多く生息するアフリカやインドを過去に植民地としていた国の審査員が本研究の審査をした場合、旧植民地とのつながりを生かして先に卵を発見されてしまう可能性がある。